

今後のスケジュール（イメージ）

平成 27 年度

11 月～ 建築物省エネ法概要説明会、講習会（1 年目施行について）開始

12 月 18 日 社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会への報告

12～1 月頃 政省令・告示 公布予定

平成 28 年度

4 月頃 1 年目施行予定（基本方針、性能向上計画認定・容積率特例制度、表示制度等）

春頃 建築物省エネ法講習会（2 年目施行について）開始

平成 29 年度

4 月頃 2 年目施行予定（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、大臣認定制度、住宅トップランナー制度等）

※2 年目施行分の政省令・告示（住宅事業建築主基準等）については、パブリックコメント及び公布の時期が平成 28 年度となる予定です。